

罰金に處せらるゝ場合に就ては本文の示すところにて明かなれば別に解釋を要せず。

尙茲に云ふべきは第十九條の規定に、産婆の乏しき地に限り、當分の内出願者の履歴により、一地方を限り、五箇年以内産婆業を営むことを許されたることなり。こは現今の我國の事情止むことを得ざるに出でたるなるべけれど、産婆は其最新の學術に通せざるときは、産婦若くは初生兒をして其生命を失はしむるやうの危険を招くことさへあるものなれば、成るべくは新教育を受けたる産婆の普及によりて斯の如き規定の一日も早く取除かれんことを希望せざるを得ず。

加之、編者は從來内務省又は地方廳より下付せられたる免狀を有するものにも、其當人には氣の毒なれど所謂舊産婆の消毒法さへ知らぬ程の者は成るべく早く其營業を廢するやうの方法を設け、且一方には凡ての産婆に復習法を設け常に新らしき學問に遅れざるやうになさることを切望するものなり。

一。産婆名簿登録規則

明治三十二年九月六日内務省令第四十八號にて發布せらる。即左の如し。

第一條 産婆名簿には左の事項を登録すべし。

- 一、登録番號、登録年月日
- 二、族籍、氏名、年齢、住所
- 三、産婆試験に合格したる地方廳名及其年月日
- 四、開業地(住所以外の地に於て開業する者又は出張所を設くるものは之を記載す)
- 五、業務に關する犯罪、禁錮以上の刑に該る犯罪(其年月日)
- 六、産婆業の禁止、停止、解除(同上)
- 七、名簿取消の年月日、事由

第二條 産婆名簿は別記様式に依り調製すべし。(様式畧す)

第三條 産婆の業を営まんとする者は本則第一條、第二號、第三號、第四號の事項を明記して其住所地を管轄する地方廳に願出で産婆名簿に登録を

受くべし。

第四條 産婆規則第五條第一項の場合に於ては前の管轄地方廳に其旨通知すべし。

後の管轄地方廳は前の管轄地方廳の通知を俟たず本人の願出に依り、直に産婆名簿に登録を爲すべし。但必要と認むる場合に於ては前の管轄地方廳の通知を俟ち又は之に照會を経たる後登録を爲すべし。

第五條 産婆名簿の訂正又は取消の登録を爲すときは其部分に朱線を畫し、訂正又は取消の事由年月日を朱記すべし。

第六條 産婆名簿に登録を受けたる者、謄本手数料金五拾錢を納付するときは登録の謄本を受くることを得。
謄本手数料は収入印紙を以て納付すべし。

三。産婆試験規則

明治三十二年九月六日内務省令第四十七號を以て發布せらる。

第一條 産婆試験願出の期日舉行の期日場所は地方長官之を告示す。
第二條 試験科目は左の如し。

第一、正規妊娠分娩及其取扱法

第二、正規産褥の経過及褥婦生兒の看護法

第三、異常の妊娠分娩及其取扱法

第四、妊婦産婦褥婦生兒の疾病消毒の方法及産婆心得

第一、實地試験若くは模型試験

第三條 學說試験に合格したる者に非れば實地試験を受くることを得ず

第四條 學說試験に合格し、實地試験に落第したる者又は實地試験を受けざる者は次回以後の試験に於て實地試験のみを受ることを得。

第五條 産婆試験を受けんとする者は産婆學校、産婆養成所等の卒業證書若くは修業證書又は産婆若くは醫師二名の證明ある修業履歷書を添へ

地方長官に願出つべし。但第四條に依り、實地試験のみを受んとする者は、學說試験合格の證明書を添へ願出つべし。

地方長官前項の願出でを許可するときは指令を要せず其願書を受理し、許可せざるときは之を却可す。

第六條 産婆試験を願出する者は収入印紙を以て試験手数料金壹圓を納付すべし但納付したる手数料は之を還付せず。

第四條に依り實地試験のみを願出する者と雖本條の手取料を納付すべし。

第七條 地方長官は學說試験及實地試験に合格したる者に合格證書を交付し、學說試験に合格したる者には證明書を交付す。

第八條 地方長官は受験人心得其他試験場の整理に關する條規を定め、試験場に揭示すべし。

當該官吏は受験人心得其他前項の條規に違背したる者に退場を命ずることを得。

此規則の意義は明瞭なれば別に説明を要せず。唯編者は此試験法の十分に行

はれて成るべく完全なる産婆のつくらるゝことを希望するのみ。

尙他に望まじきは政府に於て適當の方法を設け十分素養ある産婆を養成をなし、成るべく多く之を各地に配布して、産婦及初生兒の適當なる處置を受けて其幸福を完うすることを得せしめんことなり。

四。 死産證書及死胎檢案書

明治三十三年十月九日内務大臣は訓令第二十八號を以て醫師若くは産婆の作爲すべき死産證書死胎檢案書の様式并に其記載方を告示したり。即左の如し。

(様式)

死産證書(死胎檢案書)

- 一、 父の氏名(私生兒の母の氏名合)
- 二、 父の出生年月日(私生子を除く)

- 三、母の出生の年月日
 - 四、父の職業(私生子の場合は母の職業)
 - 五、妊娠月數
 - 六、分娩年月日時
 - 七、分娩の場所
 - 八、死胎の男女の別
 - 九、死胎の嫡出子、庶子、私生子の別
- 右證明検査候也
- 住所
醫師(産婆) 何 某 印
- 年月日
- (記載方)
- 一、死胎の嫡出子なるか又は庶子なるときは其父の氏名を記し、若し私生子なるときは母の氏名を記すべし。
 - 二、死胎の嫡出子なるか又は庶子なるときは其父の出生の年月日を記す

- 三、死胎の何たるに拘らず其母の出生の年月日を記すべし。
- 四、死胎の嫡出子なるか又は庶子なるときは其父の職業を記し、若し私生子なるときは其母の職業を記すべし。
- 凡て職業は商又は工等單一の汎稱に據らずして何商又は何工と成るべく細密に記すべし。
- 五、妊娠の月數は受胎より分娩に至る妊娠の経過にして、死胎は約四週日を一月と看做したる第幾月日に該當するかを記すべし。
- 六、分娩の年月日時を記すべし。若し明瞭ならざるときは推定したる年月日時を記すべし。此場合には推定の二字を冠せしむるを要す。
- 七、分娩の場所は郡市區町村大字名及番地(番戸、番屋敷)を記すべし。
- 八、死胎の男女何れに屬するかを記すべし。若し鬼胎等に在て男女の區別を爲し得ざる場合には其事由を添へて不詳と記すべし。
- 九、死胎は嫡出子なるか又は庶子なるか、若くは私生子なるかの別を記す

最新產科婦學 終

明治三十八年三月二十五日印刷
明治三十八年五月二十一日發行



編輯兼發行人

山口縣士族

土屋 恭 輔

寄留 東京市日本橋區濱町三丁目

原籍 七番地楠田病院
山口縣長門國厚狹郡厚西村
第九百五番屋敷

印刷人

齋藤 章 達

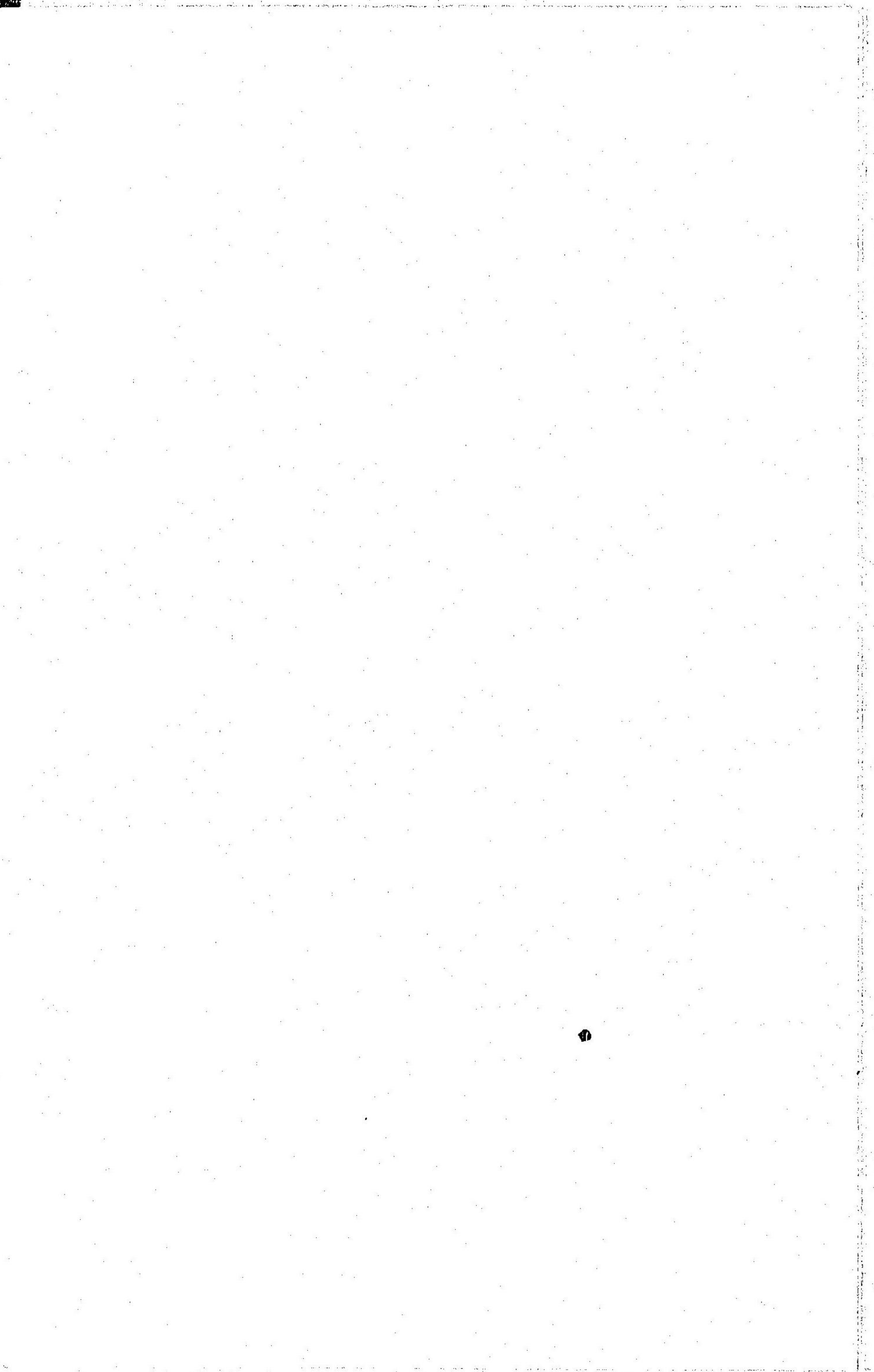
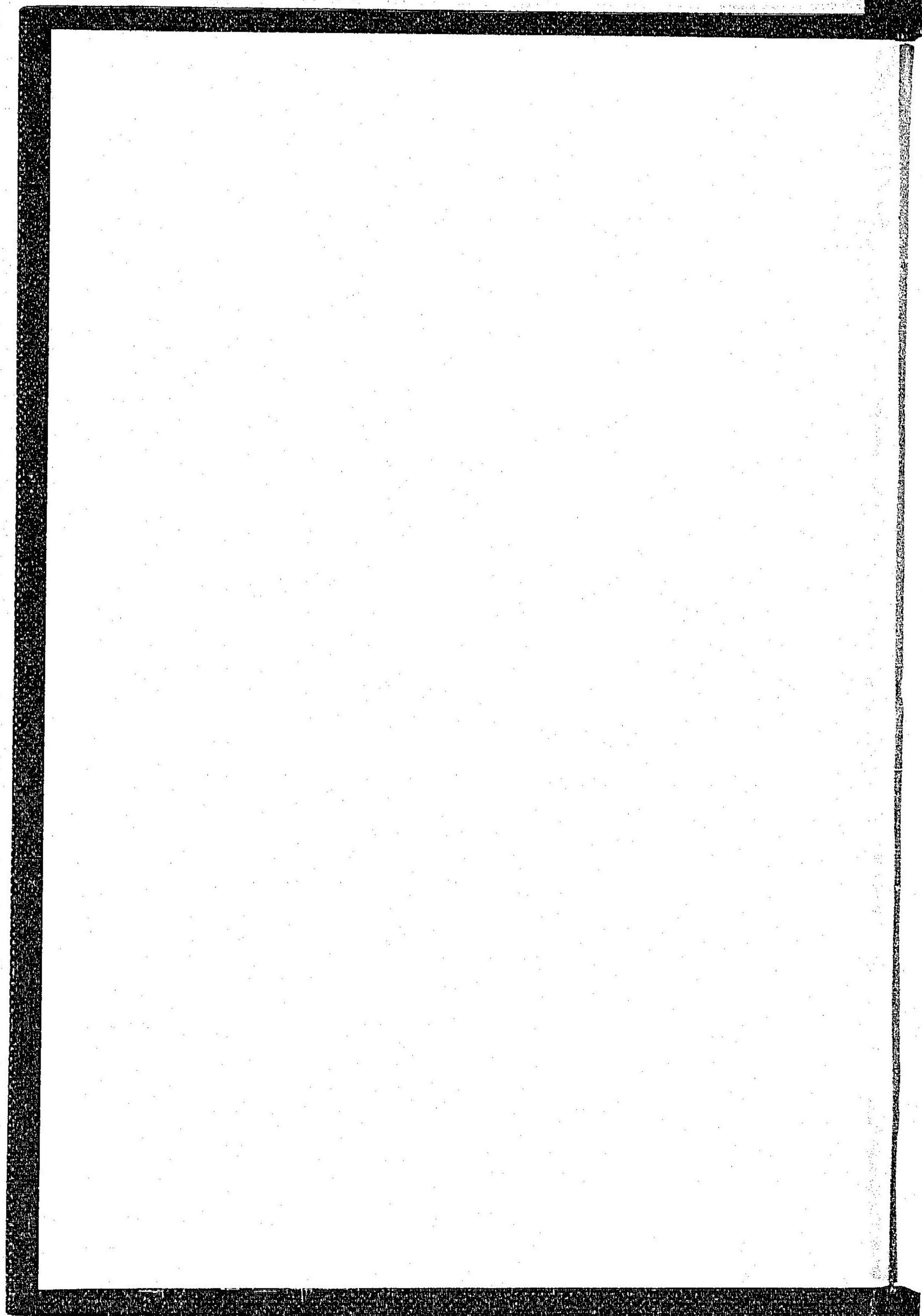
東京市日本橋區兜町二番地

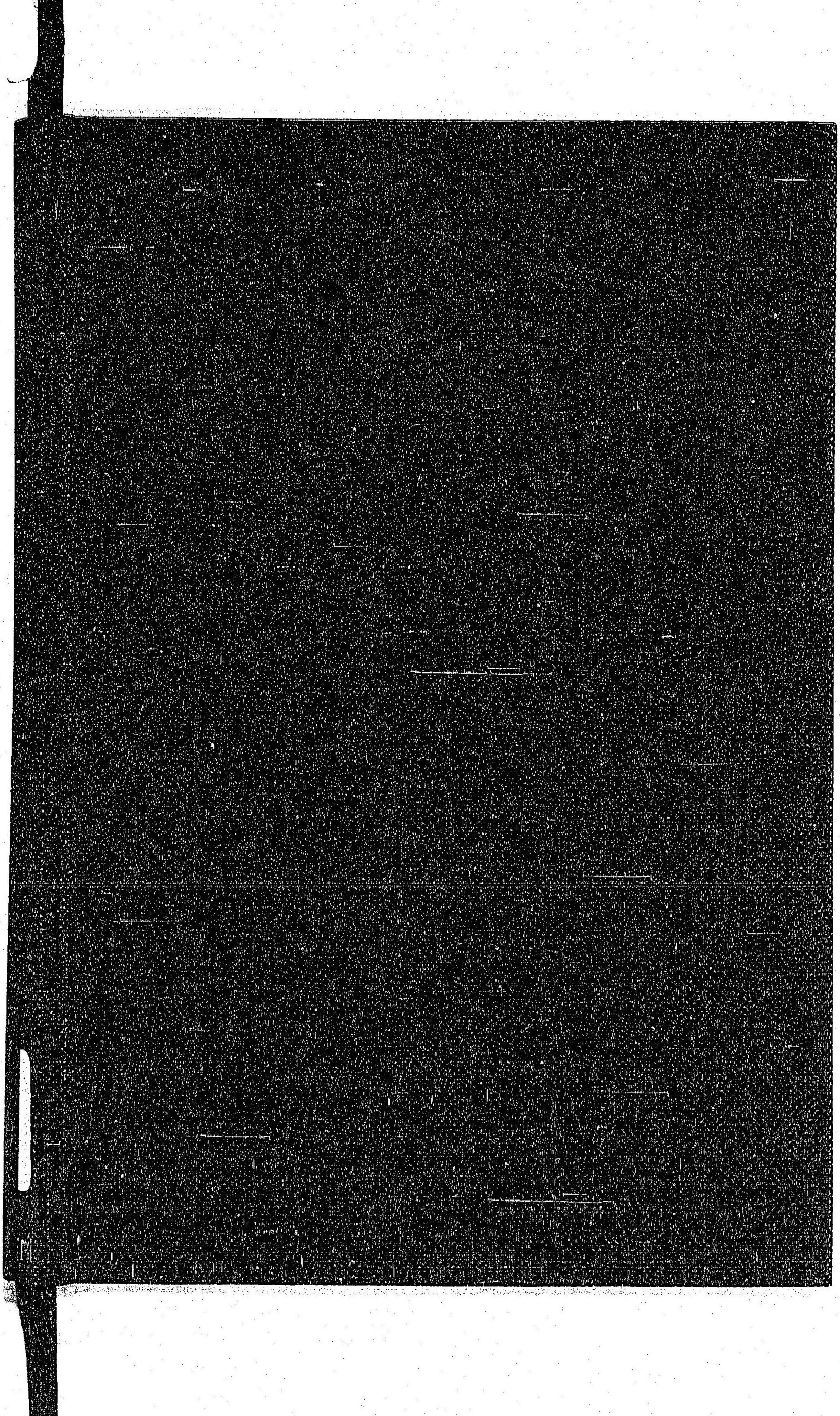
印刷所

東京印刷株式會社

東京市日本橋區兜町二番地

1-18





56
44

059810-000-6

56-44

最新産科婦学

楠田 謙蔵/述

M38

CBI-0030

